

日置市文化施設 使用料

(単位：円)

区分			使用時間						冷暖房（1時間未満は、1時間とする。）につき		
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで			
日置市伊集院文化会館	ホール	入場料を徴収しない場合	平日	11,000	16,450	22,000	26,400	37,400	47,250	2,610	
			休日等	13,200	19,800	26,400	31,850	45,050	58,250		
		入場料を徴収する場合（これに準ずる場合を含む。以下同じ。）	平日	18,650	28,600	37,400	45,050	63,800	80,250		
			休日等	22,000	34,050	45,050	53,850	77,000	96,800		
	リハーサル室	リハーサルに使用する場合		1,100	1,430	1,430	2,530	2,860	3,960	440	
		リハーサル以外に使用する場合		1,650	2,200	2,200	3,850	4,400	5,500		
	練習室	練習に使用する場合	1号室	770	990	990	1,750	1,980	2,750	290	
			2号室	330	440	440	770	880	1,200	140	
		練習以外に使用する場合	1号室	1,100	1,430	1,430	2,530	2,850	3,740	290	
			2号室	550	770	770	1,320	1,540	1,750	140	
	展示室			1,770	2,660	3,550	4,270	6,050	7,660	200	
	ホワイエ			2,200(ホールの使用者が同時に使用して物品の展示、販売等を行う場合に限る。)						260	
	展示室及びホワイエ			3,300(ホールの使用者が同時に使用して物品の展示、販売等を行う場合に限る。)						400	
	楽屋		1号室							550	250
			2号室							550	250
			3号室							770	250
			4号室							1,100	250
シャワー室			1回につき1室 550								
附属設備及び備品			1回1点につき 11,000以内で教育委員会規則で定める額								
日置市東市来文化交流センター	こけけホール	入場料を徴収しない場合	平日	10,260	15,400	20,530	24,610	34,880	44,100	2,610	
			休日等	12,250	18,430	24,610	29,540	41,800	52,900		
		入場料を徴収する場合	平日	17,390	26,080	34,880	41,800	59,300	74,900		
			休日等	20,850	31,210	41,800	50,070	71,130	89,880		
	ホワイエ			3,300(ホールの使用者が同時に使用して物品の展示、販売等を行う場合に限る。)						400	
	楽屋		1号室							550	250
			2号室							550	250
			3号室							550	250
	シャワー室			1回につき1室 550							
	附属設備及び備品			1回1点につき 11,000以内で教育委員会規則で定める額							

日置市文化施設 使用料

備考

- 1 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 2 休日等とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 3 使用者が入場料を徴収する場合において、これに準ずる場合とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 会費を徴収して入場させる場合
 - (2) 会員制度により会員を招待して入場させる場合
 - (3) 商品等の売上高により招待券（名目のいかんにかかわらず、これに類するものを含む。）を発行して入場させる場合
 - (4) 入場整理料等の名目で料金を徴収する場合
- 4 舞台練習（ホール又はこけけホールを使用する場合に限る。）のため、舞台面のみを使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額に100分の20を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 5 使用許可の変更許可を受けて使用時間を延長する場合の使用料は、次に掲げる延長する時間の区分に応じ、それぞれ定める額とする。
 - (1) 正午から午後1時までの場合 午前9時から正午までの使用料の額に100分の20を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）
 - (2) 午後5時から午後6時までの場合 午後1時から午後5時までの使用料の額に100分の20を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）
- 6 舞台準備、舞台練習等のため、開館時間以外の時間において舞台面のみを使用する場合の使用料の額は、1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき1,050円とする。
- 7 **使用者が日置市に住所を有する者でない場合の使用料（日置市伊集院文化会館におけるホールの使用を伴わないリハーサル室、練習室及び展示室の使用料に限る。）の額は、この表及び備考1から6までにより算定した額に100分の200を乗じて得た額とする。**